

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	適合状況	解説
1-1 建学の精神	○	
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	○	

第2章 安定性・持続性（学校法人運営の基本）	適合状況	解説
2-1 理事会	○	
2-2 理事	○	
2-3 監事	○	(5)
2-4 評議員会	○	
2-5 評議員	○	(2)

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	適合状況	解説
3-1 学長	○	
3-2 教授会	○	

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	適合状況	解説
4-1 学生に対して	○	
4-2 教職員等に対して	○	
4-3 社会に対して	○	
4-4 危機管理及び法令順守	○	(1)(2)

第5章 透明性の確保（情報公開）	適合状況	解説
5-1 情報公開の充実	○	

【適合状況評価基準】 ○：全項目実施 △：一部項目未実施 ×：全項目未実施

適合状況の解説（点検結果）

2-3(5)常勤監事の設置
常勤監事は設置していないが、監事は法人の委員会に随時陪席できるようになっており、いわゆる常勤監事に求められる監事機能の補完、充実に努めている。

2-5(2)評議員への研修機会の提供と充実
令和4年3月の定例評議員会から、評議員による「専門領域の動向や経験などの観点から見た大学を発展させるための建設的なプレゼンテーションの機会」を設けており、研修機会の提供と充実に努めている。

4-4 (1)危機管理のための体制整備③

公益通報の窓口として、総務部総務課に設置した。

4-4 (2)法令遵守のための体制整備②

危機収束後の対応について、危機管理ガイドラインに明記した。

以上